

卒論要旨

「フランスの言語政策と少数言語の保護について」

人文社会科学部文化創生課程 4 年

19H1033 川端真有

フランスでは、フランス語が唯一の公用語となっており、憲法にもそれが明記されているが、実際には国内にはフランス語以外の言語も複数存在している。18 世紀後半から 19 世紀にかけて、フランス革命下でのフランス国内の統一とともに、フランス語が国の公用語として全国に普及し定着したため、現在は日常的にフランス語以外の言語を話す人は少ない。しかし、現在言語の消滅の危機にさらされている地域では、その言語を保護し、復興を目指す運動があり、学校教育に取り込まれている地域もある。そこから生じる、公用語としてのフランス語と各地域の土着の言語とを共存させなければならないという言語をめぐる問題について、フランスの言語政策と少数言語地域での復興運動に着目した。

フランスにおいてフランス語による単一言語化が進められたのには主に二つの要因がある。まず、絶対王政時代にフランス語が王権の言葉としての権威を持ち、王の勅令により公文書にフランス語のみを使用することが義務づけられたことである。次に、フランス革命によって「一つにして不可分の共和国」であることが希求されたことである。現行の第五共和制憲法でもその理念は引き継がれ、「フランスは、不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」と第 1 条に記されている。

言語の統一において、多くの地域で元々話されていた言葉が弾圧された過去があるが、その反省と復興運動での要求を受け、少しずつ「容認」されるようになった。しかし、近年でもそれに関する法案をめぐる、対立が起っている。憲法の内容が抵触しているため、地域言語をめぐる問題の解決は難航しており、長期的に解決を試みていかなければならない問題となっている。人々にとって重要なアイデンティティとなる言語をめぐる問題は世界中に数多く存在し、多様性や少数者の権利が認められることが求められている。したがって、多様性を認め、少数者の権利も互いに認められるために、言語の多様性も守られるべきなのである。